

令和8年度分くりりんセンター余剰電力の容量価値売却契約書（案）

十勝圏複合事務組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲のくりりんセンター発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する余剰電力の容量価値売却について、次のとおり契約を締結する。

（余剰電力）

第1条 甲は、次の発電設備における発生電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力（以下「余剰電力」という。）の容量価値を乙に売却するものとし、乙はその対価を甲に支払うものとする。

(1) 履行場所 帯広市西24条北4丁目1番地5 くりりんセンター

(2) 発電設備 廃棄物の焼却施設

出力 蒸気タービン発電機 7,000kW

ガスタービン発電機 1,600kW

(3) 電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 受給最大電力 3,600kW

ウ 供給電圧（標準電圧） 60,000V

エ 計量電圧（標準電圧） 60,000V

オ 周波数 50Hz

(4) 受電地点

北海道電力ネットワーク株式会社の北芽室1号線第34号鉄塔より引き込みの甲所有のくりりんセンター敷地内66kV開閉所に施設した甲の受電用断路器送電側端子（受電地点特定番号：011984 9873 0206 0337 2001）

(5) 接続電力系統

北海道電力ネットワーク株式会社

(6) 系統コード

15684

2 甲の施設が第3条に定める売却期間満了前に設備廃止した場合など、甲の故意または重過失（故障による1か月以上の発電設備運転不能等）による場合を除き、運転状況により余剰電力が変動し、契約容量を下回る場合があっても、甲は当該差量について何らの責任を負うものではないものとする。

（契約金額）

第2条 契約容量は〇〇〇〇kW、容量単価〇〇〇〇円/kWとし、契約金額は、〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇円）とする。

2 契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の税率によるものとする。

(売却期間)

第3条 売却期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。ただし、帯広市契約規則第29条（準用）の規定に該当する場合は、契約保証金納付を免除することができる。

(費用の負担)

第5条 必要な計量機及びその付属装置、通信設備その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の財産として乙の負担で設置する。

- 2 通信設備等の設置場所は、甲乙協議して場所を選定し甲が提供するものとする。
- 3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。
- 4 前項のほか、乙と電力広域的運営推進機関との間で費用の負担が生じた場合は、乙が全て負担するものとする。

(支払い方法等)

第6条 乙は、甲に契約金額を売却期間終了後に支払うものとする。

- 2 甲は、令和9年4月30日までに乙に請求書（納入通知書）により契約金額を請求し、乙は5月31日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日までとし、以下「支払期限」という。）に支払うものとする。
- 3 乙は、前項に規定する支払期限までに契約金額を納入できない場合には、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日につき、未払い額について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合と同率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 契約金額の支払場所は、甲の指定した金融機関とする。

(相互協力)

第7条 乙は、甲から購入した余剰電力の容量価値について、その他の電源等と組み合わせることより容量市場に参加し、甲は、乙が容量市場への参加のために必要とする供給力の安定供給に協力するものとする。

- 2 甲は、乙から第1項に定める容量価値の購入及び容量市場への参加に必要となる情報又は書類の提出依頼があった場合は、これに応じるものとする。
- 3 甲は、令和6年度に実施される実効性テストに参加するものとする。

(解除等)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が帯広市契約規則第34条各号に該当するとき。
- (2) 乙が契約に違反したとき、又はその違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙が第3項の規定による理由によらないで、契約解除を申し出たとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、契約を履行することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 前条第1項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰する理由により、契約の履行に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、契約の履行に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

6 第三者の行為により余剰電力供給の停止等により容量確保ができない場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

(談合行為に対する措置)

第10条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、甲は、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約内容の変更)

第11条 甲及び乙は、実効性テストの結果や甲の発電設備の運用変更等により、試算用データとの乖離が著しい等やむを得ない事由により乙が見積もった契約容量の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、契約容量及び契約金額を決定するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して相手方に開示する情報のうち秘密である旨が明示されたもの、(以下総称して「秘密情報」という。)を秘密として保持し、事前に書面による相手方の承諾を得ない限り、第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が秘密情報を電力広域的運営推進機関及び北海道電力ネットワーク株式会社に開示することをあらかじめ承諾するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、この契約の履行のために必要な範囲で、秘密情報を自己の役員及び従業員、関係会社(会社計算規則に定める「関係会社」をいう。)並びにその役員及び従業員に秘密情報を開示することができる。
- 4 第14条の規定にかかわらず、本条の規定は契約終了後も1年間、なお有効に存続するものとする。

(契約期間)

第14条 契約期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。

(実務運用)

第15条 容量価値の売却に関する実務運用、その他甲乙間で取り決めが必要な事項については、別途甲、乙協議のうえ令和8年3月31日までに書面により合意するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めない事項)

第17条 この契約に定めるもののほか、乙はこの契約において準用される帯広市契約規則及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市西24条北4丁目1番地5
十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

乙